

**環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業
を行う補助事業者の公募についての公示**

令和7年3月7日
国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業名

環境・ストック活用推進事業（うち、調査、普及・広報に関する事業）

(2) 事業の目的

本事業は、上記（1）に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅・建築物の省エネ・省CO2、気候風土に応じた建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に関する調査、普及・広報を推進することを目的とする。
※本公募は、令和7年度予算によるものであり、予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続を行うものです。なお、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等の変更や事業主体の採択が遅れること等があり得ることを、あらかじめご了承ください。

(3) 事業内容

住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する「調査、普及・広報」を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和7年4月上旬 ～ 令和8年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1）～5）までの全てを満たすこと。

- 1) 提案事業を的確に遂行するため、提案内容に応じて、住宅・建築物の省エネ・省CO2技術に関する幅広い知識と能力を有すること。
- 2) 公正及び中立な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、以下に掲げる選定基準のうち、調査・評価を行う事業においては①に、普及・広報を行う事業においては②に合致すること。
①公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されないこと
②公平性及び中立性の高い機関であること。
- 3) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 4) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

2. 公募対象事業

- (1) 以下のいずれかの取組みを含む事業を公募対象とする。

- ア 住宅・建築物の省エネ性能の実態や設計者の省エネ計算への習熟状況等を踏まえた省エネ性能の評価方法等の検討
- イ 住宅・建築物におけるエネルギー消費量の実態等に係る調査・データベースの整備
- ウ 消費者が省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方等の検討
- エ 消費者が住宅・建築物の省エネ性能の向上による便益（経済性・健康性・快適性等）を効果的・効率的に認識するために必要な体制の調査・普及
- オ 気候風土適応住宅の独自基準の策定に係る課題の調査・分析、普及に向けた検討及び国が定める基準の相談窓口
- カ 日本の住文化の再発見や伝統産業の振興、地域の活性化を図るための、和の住まいを現代の住まいづくりに取り入れることに関する普及・広報

- (2) 補助金の額
定額とする。

3. 手続等

- (1) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：令和7年3月7日(金)～令和7年3月21日(金)18時00分
- ② 場所：下記担当部局
- ③ 方法：下記担当よりメールにて送付
説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

- (2) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 期限：令和7年3月21日(金)18時00分まで（必着）
- ② 場所：下記担当部局
- ③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。
持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出する場合は
予め担当まで事前連絡を行い、4部（正1部・写3部）提出すること。

- ④電子メールにて提出する場合の注意事項

- ・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。
- ① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。
- ② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。
- ③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・着信を確認すること。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。
- ・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。
「Just System 一太郎2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」
(これ以外での提出は無効)

- (3) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 棟口
電話：03-5253-8111（内線39-437）
電子メール：muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について提案書を提出する際に申し出ること。
- (6) 詳細は説明書による。